

概要

被災者の死亡は、通勤災害によるものとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月から〇会社の〇店（以下「事業場」という。）に店員として勤務していたが、同月〇日、原動機付自転車で帰宅途中に、青信号で交差点に進入したところ、左側道路から赤信号で直進してきた普通乗用自動車と衝突し、死亡したものである。請求人は、被災者の死亡は通勤によるものとして、遺族給付及び葬祭給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

被災者の退勤時刻は〇時〇分頃である。退勤時刻から事故発生時刻まで約1時間20分あるが、移動時間に概ね40分程度要するから、退勤時刻から駐車場までの移動時間も含めて30分程度の空白がある。ただし、この空白については雨宿りをしていたとすれば合理的に説明可能であるし、他に寄り道する場所も予定もなかった。仮に被災者がどこかに寄り道をしていたとしても、30分に満たない程度であって、例えばコンビニエンスストアで小さな買い物をするなどにはあり得ることであり、これをもって退勤途上でないと評価することは相当でない。

3 原処分庁の意見

被災者が事業場を離れた時刻は、店主の聴取から、〇時頃であり、事故の時間までに2時間程あり、事業場から事故現場まで推定で36分程かかることを考慮し、1時間24分程の不明の時間がある。

事故当日、被災者と電話で話した友人の聴取から、〇時から〇時ぐらいの間に電話があり、雨宿りをしていたという内容が確認されたが、どこで電話をしていたか、どこで雨宿りをしていたかも不明である。

また、雨宿りに関しては、店主及び被災者の母親の聴取において、事故当日、雨が降っていたことが確認できず、事故当日の気象庁の降雨量を調べたところ、降水量はゼロであった。

雨宿りをしていたことに疑問がある上、被災者の帰宅時間は深夜であり、1時間24分程の不明の時間に「日常生活上必要な行為」があったと推定することは困難である。

以上のことから、本件事故は、退勤後事故発生場所に至るまで、被災者がどこで何をしていたのかは不明であるため、労災保険法第7条に規定する通勤災害に該当せず、請求のあった遺族給付及び葬祭給付は不支給と決定した。

4 審査官の判断

- (1) 被災者が自宅と事業場との通勤手段として原動機付自転車を使用していたことについては、「住居と就業の場所との間」の往復のための合理的な方法であったと認められる。また、本件事故現場は、被災者の自宅と事業場との間の合理的な経路上に当たると認められる。
- (2) 被災者の退勤時刻については、請求代理人は、店主から被災者の退勤時刻を「〇時から〇時〇分頃」と聞いていると主張しているが、監督署の職員が確認したところ、店主は聴取で「〇時までには事業場を出て」、「そんなに長居はしておらず、1時間もいた記憶はない。」と申述している。
- (3) 原処分庁が、「退出後、被災までの1時間24分程の不明の時間に「日常生活上必要な行為」があったと推定することは困難である。」としたことについて検討する。
 - ア 被災者は友人と30分間弱、携帯電話で話をしてしたが、どこで電話をしていたかは不明である。また、被災者の帰宅時間帯は深夜時間帯であり、一般的な店舗類の営業は終了しており、食事も済ませていることから、寄り道をする客観的な可能性は乏しいものと判断する。
 - イ 原処分庁は、事故当日雨が降っていたことは確認できず、降雨量がゼロであったことから、被災者が雨宿りをとっていたことに疑問があるとしているが、気象庁のホームページによると、本件事故当時、0.5ミリメートル未満の降水現象は確認されており、被災者の通勤経路上で降雨が全くなかったとまではいえない。よって、

降雨の可能性もあり、原動機付自転車の場合には降雨時の運転は危険なため、被災者が雨宿りをしていた可能性はあったと判断する。

ウ ○時に事業場を退出したとして、本件事故発生時刻は○時○分頃であり、事業場から事故現場までの運転時間はおおむね40分かかるとして、空白時間は1時間13分となる。この時間数から、友人の申述から30分間電話をかけた時間を除くと43分間となる。

被災者は原動機付自転車で通勤していたものであるが、本件事故発生地点に至るまでの通勤経路は複数存在し、本件事故現場までに要する時間も確定的ではなく、所要時間についても、乗用車と原動機付自転車との区別はなく、原動機付自転車の方が余分に所要時間を要したことも考えられる。また、雇い入れ後2日目の災害であり、被災者が通勤経路を習熟していなければ、もっと時間を要したことも考えられる。そして、雨宿りの可能性もあったことから、空白時間はさらに短かったものと推定される。

エ 以上の状況から、被災者は帰宅途中で降雨に遭い、安全のためやむを得ず雨宿りをした後に自宅に向かう途中、本件事故により死亡したものと推認され、空白時間において逸脱・中断は無かったものと判断する。

オ したがって、請求人は、事業場から合理的な経路かつ方法で帰宅途中、本件交通事故で死亡したものと推定されることから、本件事故は通勤災害に該当するものと判断する。